

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成30年2月1日

 伊万里市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市では、市域に存する地域資源を最大限利活用した再生可能エネルギービジョンを策定し、市内に再生可能エネルギーの導入を浸透させることで、窯業や農林漁業等の地場産業のエネルギーコストの低減による産業の振興や、まちづくり活動の活性化による持続可能な集落機能の維持等に寄与することを目指している。

本市の基幹産業である農林漁業を取り巻く状況は、耕作放棄地の増加や従事者の高齢化、担い手不足等、他地域と同様に厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれている。

他方で、本市はブランド牛「伊万里牛」を代表とする県内有数の肥育牛の産地であり、畜産農家等から相当量の家畜排せつ物が排出されている。また、山間部では未利用材等の木質系バイオマスが多く賦存し、加えて比較的安定した風も期待できる状況にあることから、本市の農山漁村には再生可能エネルギー発電のポテンシャルが多く賦存しているといえる。

このため、既に本市で稼働している未利用材等を燃料とした木質バイオマス発電設備を柱に、本市の農山漁村が有するポテンシャルを最大限利活用した風力発電、太陽光発電、小水力発電、畜産系バイオマス発電等の導入を推進することで、本市の農林水産業の経営改善を図るとともに、本市の再生可能エネルギービジョンの実現を目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在 | 地目 | 地積 (㎡) | 備 考 |
|----|-----------------------|----|---------|-------------|
| A | 伊万里市山代町楠久字鳴石搦三 929-93 | | 148,440 | 木質バイオマス発電施設 |

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備 考 |
|----|-----------|----------|-----|
| A | 木質バイオマス発電 | 9,850 kW | |

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

| 地区 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項 |
|----|------------------------------|-------------------------------|
| A | 該当なし | 該当なし |

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

| 地区 | 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容 | 備 考 |
|----|--|--|
| A | 設備整備事業者が、発電事業の燃料として地域に賦存する未利用材等を長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、地域林業の活性化に寄与し、発電の関連産業による雇用の創出を図る。 | 地域に賦存する木質バイオマスを燃料として得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。 |

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、木質バイオマス発電設備を 9,850 kW 導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。